

河川の管理に関する行政評価・監視 〈結果及び所見の概要〉

関東管区行政評価局は、河川の適正な管理を推進する観点から、平成26年度に「河川の管理に関する行政評価・監視」(前回調査)を実施し、国土交通省関東地方整備局に対し必要な改善措置を講ずるよう通知しています。

この度、前回調査で指摘した事項の改善状況及びその後新たに発生し又は把握された事項等について、再び行政評価・監視を実施し、その調査結果に基づき、平成30年1月31日、関東地方整備局に対し、必要な改善措置を講ずるよう通知しましたので公表します。

なお、前回調査で指摘した個別事項については、概ね関東地方整備局による改善に向けた指導、警告等の措置が講じられていました。

調査対象機関・実施時期

- 調査対象機関：関東地方整備局
 - 利根川上流河川事務所、利根川下流河川事務所、江戸川河川事務所及び荒川上流河川事務所管内を実地に調査
- 関連調査対象機関：茨城県、埼玉県及び千葉県並びに関係市区町村
- 調査実施時期：平成29年8月～30年1月

【本件照会先】

関東管区行政評価局
評価監視部
第4評価監視官 橋
電話：048-600-2323

河川の管理に関する行政評価・監視の結果及び所見（概要）

背景

- 重要河川である利根川、荒川等（8水系）のうち、延長1,500kmを上回る部分を国が直轄区間として管理
- 近年、台風や集中豪雨などによる河川の氾濫等により、多大な被害が全国的に発生
- 平成26年度に当局が河川管理施設の管理や不法占用、不法工作物の設置、船舶の不法係留等を調査し、関東地方整備局に改善措置を講ずるよう通知。同局は、不法占用等の解消を進めているが、未だ不法占用等の実態がみられる



河川の氾濫等による被害を軽減し、住民の安心・安全の確保が図られるよう、河川の適正な管理を一層推進する観点から、国の直轄管理区間を中心に河川の管理等の改善状況を把握するとともに、更なる改善を促進するために調査を実施

調査結果の通知

- 通知先：関東地方整備局
- 通知日：平成30年1月31日



調査事項

1 河川区域内等の維持管理対策

- ・ 不法占用への対応
- ・ 不法係留船対策の推進
- ・ 河川管理施設等の適正な維持管理
- ・ 占用許可申請等の適正化

2 河川区域内に起居するホームレスへの対応

3 利根川河口部における津波・高潮対策の推進

主な調査結果

- ・ 河川区域内の**不法工作物**（住宅・倉庫、棧橋等）や田畑による**不法占用**の件数は、前回調査後**減少しているが**、指導・警告にかかわらず**改善が進んでいない事例**、**新たに不法工作物を設置**している事例あり
- ・ 管内の**不法係留船**は、近年**減少しているが**、出水時に樋門の機能に支障を生ずるおそれのある事例あり
- ・ **河川管理施設等**に係る前回指摘事項の全てについて、改善措置がとられているが、その後土砂が堆積し**柵の高さが不十分**となっている事例あり
- ・ 許可された野球場の周りの土地を**無許可で掘削**している事例あり
- ・ 占用許可更新**手続を怠っている**事例、占用許可**標識が未設置**の事例、占用許可標識について**必要な記載事項の記載がない**事例あり

- ・ 河川区域内に起居する**ホームレスは減少傾向**にあるが、**依然、多数起居**
- ・ ホームレスに係る**データを分析**することにより、**退去指導等に活用する余地**

前回指摘以降、関係地方公共団体との協議が継続されているが、**河川部と海岸部との一体となった津波・高潮対策が進んでいない**
利根川河口部付近は台風等による出水により、たびたび浸水被害が発生しており、関係地方公共団体は国に対策を要望

主な所見

- ・ 不法占用に対する進捗管理に基づく段階的な指導及び再発防止の徹底
- ・ 把握した不法係留船に対する速やかな初対応から強制撤去等までの是正措置を着実に実施
- ・ 維持管理上支障のある河川管理施設についての速やかな是正
- ・ 不適正な許可工作物への是正指導を徹底
- ・ 占用許可申請の励行、標識の設置、記載事項の適正化

- ・ ホームレスに係るデータの分析、有効活用
- ・ 地方公共団体の福祉部局等との間で情報共有の一層の推進による効果的な指導の実施

関係地方公共団体との合意を形成し、施設計画上の津波を設定して、早急に河川部と海岸部の一体となった防御を推進

1 河川区域内等の維持管理対策

(1) 不法占用への対応

制度の概要

- 河川区域内の土地を占用し、工作物を新築し、改築し、又は除去しようとする者は、河川管理者の許可が必要(河川法第24条、第26条第1項)
- 河川管理者は、河川法令に違反した者に対し、監督処分として原状回復等必要な措置を命ずることができ(同法第75条第1項)、当該措置をとることを命じようとする場合、過失がなく当該措置を命ずるべき者を確知できないときは、簡易代執行を行うことができる(同条第3項)

調査結果

前回調査における指摘事項の改善状況

- ・ 前回調査において、不法占用に関する25事例を指摘 → 関東地方整備局は改善に向け、以下の事例を含め、全てについて措置等を実施
このうち改善に至っているものは次のものを含め7事例
- 長期にわたり河川区域内の土地の形状を変更、小屋・コンテナや駐車場を設置、廃棄物を大量に投棄していた事例
- 長期にわたり河川区域内の土地を不法耕作していた事例

(改善前)



(改善後)

◎ 小屋、廃棄物等が撤去され、不法占用が解消。再発防止のため柵を設置



(改善前)



(改善後)

◎ 不法耕作が解消



- しかし、残る18事例については、依然として河川区域における不法な家屋、棧橋・釣り台等、不法耕作、産業廃棄物の投棄・放置が存在

＜主な事例＞

- (1) 家屋(写真①)
- (2) 棧橋・釣り台等(写真②)
- (3) 不法耕作(写真③)
- (4) 産業廃棄物を放置(写真④)

(写真①)



(写真②)



今回の調査結果(新規事例)

- コンテナなど不法工作物を設置しているもの(写真⑤)等が3事例あり

(写真③)



(写真④)



(写真⑤)



所見

- 不法占用を停止させ、また、不法占用の拡大や再発を防止するために、河川敷へ通ずる車道ゲートの施錠、不法占用に係る区画への立ち入りを防止する柵、バリケードの設置等の再発防止策を徹底すること。
- 前回調査において指摘した不法占用事例のうち、解消に至っていないもの及び今回の調査で新たに把握した不法占用事例について、いつまでにどのような是正措置を行うか具体的な対応方針を定め、河川事務所が段階的な指導を着実に実施しているか進捗管理を徹底するとともに、なお是正されないものについては、原状回復命令等の監督処分や簡易代執行等を速やかに行うこと。

(2) 不法係留船対策の推進

制度の概要

- 河川区域内に係留施設を設置して船舶に係留しようとする者は、河川管理者の許可が必要（河川法第24条、第26条第1項）
- 河川管理者は、河川法令に違反した者に対し、監督処分として原状回復等必要な措置を命ずることができ（同法第75条第1項）、当該措置をとることを命じようとする場合、過失がなく当該措置を命ずるべき者を確知できないときは、簡易代執行を行うことができる（同条第3項）《再掲》
- 不法係留船が多い等計画的な不法係留船対策を講じる必要がある河川について、河川管理者は、河川水面利用調整協議会を設置し、不法係留船対策計画を策定し、重点的撤去区域を設定して、計画的に強制的撤去措置を実施（「計画的な不法係留船対策の促進について」河川局長通達）

調査結果

前回調査における指摘事項の改善状況

- 前回調査において、①不法係留船の所有者確認のマニュアルの作成、②警告、指示書の交付等是正措置の実施、③是正されない場合、監督処分又は簡易代執行の実施を指摘



関東地方整備局は、不法係留船の所有者確認促進のため、所有者確認の「手引き」を作成。また、船舶所有者に自主撤去を求めため、警告、指示書の交付等の措置を実施している例がみられた

今回の調査結果

- しかしながら、依然として同局管内に3,000隻超の不法係留船が存在（写真⑥）。一部には、樋門の堤外水路に不法係留船が放置され、出水時に樋門の機能に支障が生ずるおそれがある事例あり（写真⑦、⑨）
- 一部河川事務所は、警告看板の設置や所有者確認等初動対応が不十分
- 行政代執行及び簡易代執行等の実績は、過去6年間で、簡易代執行が25年度3件、26年度2件、27年度1件

（写真⑥）



（写真⑦）



所見

- ① 不法係留船を発見した場合には、警告看板を設置するなど必要な初動対応を着実に実施するとともに、速やかに船舶所有者の特定を行うこと。
- ② 船舶所有者が不明な場合には、簡易代執行を、船舶所有者が明らかな場合には、指示書の交付等是正のための措置を着実に実施すること。
- ③ なお是正されないものについては、原状回復命令等の監督処分及び行政代執行等を速やかに行うこと。

(3) 河川管理施設等の適正な維持管理

制度の概要

- 河川管理者又は許可工作物の管理者は、河川管理施設又は許可工作物を良好な状態に保つよう維持し、修繕し、もって公共の安全が保持されるよう努めなければならない(河川法第15条の2)
- 河川管理施設及び許可工作物の維持・修繕は、河川法第15条の2第2項、河川法施行令第9条の3、「河川砂防技術基準維持管理編(河川編)」、「関東地方整備局平常時河川巡視規則」等において、①降水量、水位等の基本データの収集、②平常時及び出水時の河川巡視、③出水期の前・中・後等の点検、④機械設備を伴う河川管理施設の定期的点検について規定

調査結果

前回調査における指摘事項の改善状況

- 前回調査において、河川管理施設及び許可工作物の維持管理に関する10事例を指摘

関東地方整備局は全ての事例について、改善のための措置を実施。このうち、改善に至っているのは8事例

- しかし、水門付近の護岸に土砂が堆積し、安全保持のため十分な柵の高さが確保できていない(写真⑧)など2事例が未改善

今回の調査結果(新規事例)

- 樋門の堤外水路に放置された不法係留船が出水時に流出した場合ゲート部を閉塞するなど樋門の機能に支障が生ずるおそれがある(写真⑦、⑨)、占用許可区域内において許可を受けずに掘削(深さ約70cm、幅約80cm)している(写真⑩)など、適正な管理が不十分なものが5事例あり

(写真⑧)



(写真⑨)



(写真⑩)



所見

- ① 河川巡視及び点検において、河川管理施設の損傷等によりその機能の維持に支障が生ずるおそれが認められた場合は、速やかに是正措置を講ずること。
- ② 占用許可施設については、占用許可の条件が遵守されるよう、許可受者に対する指導を徹底すること。

(4) 占用許可申請等の適正化

制度の概要

- 河川区域内の土地の占用については、原則として10年以内の許可(「河川敷地占用許可準則」(平成11年8月9日、建設事務次官通知)第12)。この期間が経過した場合、占用許可の更新申請手続が必要
- 占用許可の条件として、許可を受けた者は、占用の期間中、占用の場所又はその付近に、①標識名、②占用目的、③占用面積、④占用者名、⑤連絡先及び⑥所轄事務所・出張所名を明記した河川占用許可標識の設置が義務付け

調査結果

前回調査における指摘事項の改善状況

- 前回調査において、占用許可の更新申請がされていないもの(71件)、河川占用許可標識が設置されていないもの(10事例)について改善を指摘



関東地方整備局は全ての事例について、占用者に対する指導等の措置を実施

- しかし、このうち、未だ占用許可の更新が申請されていないもの(14件)、河川占用許可標識が設置されていないもの(5事例)あり

今回の調査結果(新規事例)

- 占用許可の更新申請がされていないものが33件あり
- 一括して占用許可を受けている施設のうち、一部の施設について占用許可標識が設置されていないもの等が2事例あり
- 河川占用許可標識に所管の河川事務所及び出張所が記載されていないもの等が4事例あり

所見

- ① 占用許可期間が経過しているものについて、占用者に対して、速やかに占用許可の更新申請を行うよう指導すること。
- ② 未設置の河川占用許可標識について、占用者に対して、速やかに標識を設置するよう指導すること。
- ③ 河川巡視等の際に河川占用許可標識の記載内容を確認し、標識に占用者の連絡先など必要事項を明記することについて、標識の設置者に対する指導を徹底すること。

2 河川区域内に起居するホームレスへの対応（今回新規に調査）

制度の概要

- ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法第3条第1項に基づき、自立の意思があるホームレスに対し、安定した雇用の場の確保、住宅への入居の支援等による安定した居住の場所の確保等を実施し、ホームレスの自立を図ることを規定

調査結果

- 関東地方整備局は、ホームレス特措法の趣旨を踏まえ、「ホームレス対策に関する行動計画」を策定。これに基づき年2回 沿川地方公共団体福祉部局等と連携し、合同巡視を実施。このような取組もあり、平成27年4月1日以降、指導により自主的に退去したホームレスは3人、自立支援センターへの入所又は就職により、退去したホームレスは19人

関東地方整備局は、合同巡視等により収集したホームレスのデータを集積

- しかし、依然として関東地方整備局管内のホームレスは 1,000人超。また、不法占用面積は計20,000㎡超

- 関東地方整備局は自立支援を求めている者を抽出するなどのデータ分析までは行っておらず、データを更に有効活用する余地あり

当局がデータを分析したところ、就労（自立）の意思がある者は444人で、このうち就職につながりやすいと考えられる59歳以下の者が84人

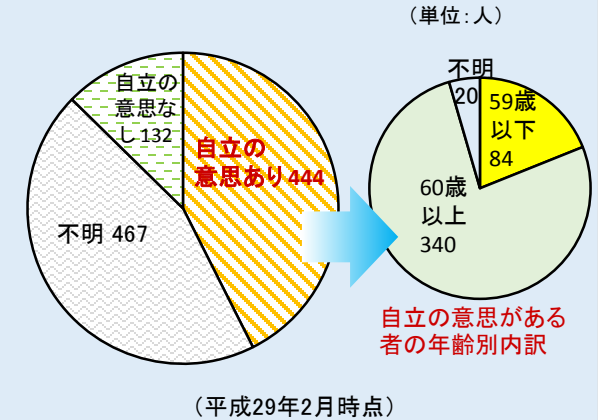


ホームレス数の推移



注：関東地方整備局の資料に基づき作成した。

就労(自立)の意思があるホームレス数



注：関東地方整備局の資料を当局が分析し、作成した。

所見

- 収集したホームレスのデータの分析し、地方公共団体に情報提供するとともに、合同巡視等で河川区域からの退去、工作物等の撤去指導においてデータを有効に活用すること。

- 行動計画で定めている関係機関等との連絡調整を推進するとともに、地方公共団体の福祉部局等との間で情報の伝達、共有を一層推進すること。

3 海岸での防御と一体となった津波・高潮対策の推進

制度の概要

- 平成23年3月の東日本大震災時、河川津波(河川を遡上し又は流下した津波)による甚大な被害が発生したことを踏まえ、国土交通省は、「河川津波対策について」(平成23年9月2日、水管理・国土保全局河川計画課長・治水課長通知)により、河川津波への対策について、①河川津波は、洪水、高潮と並んで計画的に防御対策を検討する対象と位置づける、②堤内地(堤防によって氾濫等から守られている住居や農地のある側の土地)の浸水を防ぐ河川管理施設等の整備を行う上で想定する津波を「施設計画上の津波」と称し、施設計画上の津波に対しては、海岸における防御と一体となって河川堤防、津波水門等により津波災害を防御する、などとしている
- 関東地方整備局は、「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】」(平成25年5月策定、29年9月変更)において、「洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標」として、過去の水害の発生状況などを総合的に勘案し、河川整備基本方針に定められた内容に沿って整備を進めることにより、洪水、高潮等による災害に対する安全性の向上を図ることを基本とし、地震、津波に対しては、河川構造物の耐震性の確保、情報連絡体制等について調査及び検討を進め、必要な対策を実施することにより、災害の発生防止又は軽減を図るとしている

調査結果

前回調査における指摘事項

前回調査において、関係地方公共団体と一層の連携を図るとともに、速やかに施設計画上の津波を設定し、河川部と海岸部の一体となった防御を推進するよう指摘

今回の調査結果

- 関東地方整備局は、前回の指摘以降、利根川河口部における津波・高潮対策について、関係地方公共団体との間で協議を継続しているものの、結論に至っておらず、施設計画上の津波が未設定であり、河川部と海岸部の一体となった防御が進んでいない
- 台風等による出水のため、河口付近では、たびたび浸水被害が発生し、関係地方公共団体は国に対策を要望しており、津波・高潮対策は早急に対応すべき課題



利根川河口 (写真:千葉県)

所見

関東地方整備局は、津波による河川沿岸の住民の安全の確保及び被害の軽減の観点から、津波・高潮対策を推進するため、事業主体等について関係地方公共団体との合意を形成し、施設計画上の津波を設定して、早急に河川部と海岸部の一体となった防御を推進する必要がある。